

平成31年度福岡県環境物品等調達方針一覧 I

※この方針は、平成31年4月1日から適用する。

(判断基準、配慮事項及び調達目標を掲げて取り組む品目)【調達目標100%】

◎品目及び基準等の考え方

- ・調達推進品目 → グリーン購入法第6条の規定により国が定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針及び本県において調達実績のある物品等の中から選定した品目である。
- ・判断基準 → 環境に配慮していると判断するための基準である。認定リサイクル製品は、判断基準にかかわらず調達可能とする。
→ 判断基準で示す基準値1とは、判断基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すものである。
→ 判断基準で示す基準値2とは、判断基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各所属において調達を行う最低限の基準として示すものである。
- ・配慮事項 → 環境負荷を低減する上で、さらに配慮することが望ましい事項である。

◎判断基準で示す表とは、判断基準別表のことである。

1	紙類	2
2	納入印刷物	4
3	文具類	5
4	オフィス家具等	9
5	画像機器等	10
6	電子計算機等	14
7	オフィス機器等	16
8	移動電話等	18
9	家電製品	18
10	エアコンディショナー等	20
11	温水器等	21
12	消火器	21
13	照明	22
14	自動車等	23
15	制服・作業服等	24
16	インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品	25
17	災害備蓄用品	30
18	設備	33
19	公共工事	34

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
1 紙類	情報用紙	1 コピー用紙	<p>① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式(表下欄外注)4)(P35)により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p>	<p>① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 「指標項目」及び「総合評価値」等については、表下欄外注)1～4参照。(P35)</p> <p>2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。</p> <p>3 調達を行う各所属は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。</p> <p>4 調達を行う各所属は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。</p> <p>5 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「グリーンウッド法」という。)」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>6 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠して行うものとする。</p> <p>7 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。 なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。</p> <p>8 古紙及び関連する用語の定義は表1のとおり。</p>
		2 フォーム用紙	<p>① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。</p>	<p>① バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、グリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>2 古紙及び関連する用語の定義は表1のとおり。</p>
		3 インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>① 古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。</p>	<p>① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
1 紙類	印刷用紙	4 塗工されていない印刷用紙 5 塗工されている印刷用紙	① 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 塗工されていないものについては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を旨とした原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を表下欄外注)8の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ 塗工されているものについては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を旨とした原料の算定式の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を表下欄外注)8の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合においては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。	① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ② バージンパルプが原料として使用される場合においては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③ 製品の包装又は梱包は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 「指標項目」及び「総合評価値」等については、表下欄外注)5～8参照。(P35～P36) 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。 3 調達を行う各所属は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。 4 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者については、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外については、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 5 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠して行うものとする。 6 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。 なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。 7 古紙及び関連する用語の定義は表1のとおり。
	衛生用紙	6 トイレtpペーパー 7 ティッシュペーパー	○ 古紙パルプ配合率100%であること。	○ 製品の包装又は梱包は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) ○ 古紙及び関連する用語の定義は表1のとおり。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
2 納入印刷物	共通判断基準		<p>① バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④ 印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p>⑤ オフセット印刷については、次の要件を満たすこと。 ア 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>⑥ デジタル印刷については、次の要件を満たすこと。 ア 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準(「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。 イ 電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>⑦ 印刷用紙については、以下の区分ごとの要件を満たすこと。</p>	<p>① 印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>② デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>③ 揮発性有機化合物(VOC)の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>④ インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p> <p>⑤ 印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑥ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 本項の対象とする納入印刷物は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断基準を満たすよう努めること。</p> <p>2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。</p> <p>3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。</p> <p>4 印刷物リサイクル適性の表示等については、表下欄外注)9,10参照。(P36)</p> <p>5 調達を行う各所属は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。</p> <p>6 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに表4のとおり定める要件を満たすものをいう。なお、各種UVインキはVOC成分の含有が極めて少ないため、判断基準⑤アの基準に適合するものとみなす。</p> <p>7 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。</p> <p>8 判断の基準④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考とすること。</p> <p>9 調達を行う各所属は、必要に応じ表5のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。</p> <p>10 判断基準⑤及び⑥のインキの化学安全性については、表下欄外注)11参照。(P36)</p> <p>11 調達を行う各所属は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。</p> <p>12 調達を行う各所属は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC排出量の抑制に努めること。</p> <p>13 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p>
		1 一般印刷物	<p>① 印刷用紙に係る判断基準を満たす用紙が使用されていること。(ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。)</p> <p>② 表紙は再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p>		
		2 複写伝票類	○ 古紙パルプが配合されていること。		
		3 封筒類	○ 古紙パルプ配合率40%以上の用紙が使用されていること。		
		4 フォーム印刷	○ フォーム用紙に係る判断基準を満たす用紙が使用されていること。		
		5 賞状・挨拶カード類	○ 古紙パルプ配合率50%以上の用紙が使用されていること。		

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
3 文具類	文具類共通判断基準		<p>○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③ 次の要件を満たすこと ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>ただし、個別の調達推進品目について判断基準を定めているものについては、当該判断基準を適用する。</p>	<p>① 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>② 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>④ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>⑤ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑥ 間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	<p>○ 調達推進品目以外の文具の調達についても、文具共通判断基準を満たす製品の調達に努めることとする。</p> <p>注)</p> <p>1 「古紙パルプ配合率」とは、判断基準別表の紙類の「表1 古紙及び古紙パルプ配合率」による。</p> <p>2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)</p> <p>3 文具に係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断基準の対象とする品目に含まれないものとする。</p>
		筆記具	<p>1 シャープペンシル</p> <p>2 シャープペンシル替芯 (容器に共通判断基準を適用)</p> <p>3 ボールペン ○ 文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。</p> <p>4 マーキングペン</p> <p>5 鉛筆</p> <p>6 絵筆 ○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。</p>	<p>○ 残芯が可能な限り少ないこと。</p> <p>○ 消耗品が交換又は補充できること。</p>	<p>4 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料または製品をいう。</p>
	印章・スタンプ台	<p>7 スタンプ台 ○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>8 朱肉</p> <p>9 印章セット</p> <p>10 印箱</p> <p>11 公印</p> <p>12 ゴム印</p> <p>13 回転ゴム印</p>	<p>○ インク又は液が補充できること。</p> <p>○ 液が補充できること。</p>	<p>5 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合(ファンウェイ)は、当該部分(インク等)のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。</p>	
	図案・製図用品	<p>14 定規</p>			
	一般事務用品	<p>15 トレー</p> <p>16 消しゴム (巻紙(スリーブ)又はケースに共通判断基準を適用)</p> <p>17 ステーブラー(汎用型) ○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>18 ステーブラー(汎用型以外)</p>	<p>○ 再使用、再利用又は適正廃棄を容易に行うように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>	<p>6 判断基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036の2に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。</p>	

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要	
3 文具類	一般事務用品	19 連射式クリップ(本体)	○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。	○ 消耗品が交換できること。	7 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。	
		20 事務用修正具(テープ)				
		21 事務用修正具(液状)	(容器に共通判断基準を適用)			
		22 クラフトテープ	○ テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	① 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
		23 粘着テープ(布粘着)	○ テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。			
		24 両面粘着紙テープ	○ テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。			
		25 製本テープ	(テープ基材に共通判断基準を適用)			
		26 ブックスタンド	○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。			
		27 ペンスタンド				
		28 クリップケース				
		29 はさみ		○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行うように、分離又は分別の工夫がなされていること。		
		30 マグネット(玉)				
		31 マグネット(バー)				
		32 テープカッター				
		33 バンチ(手動)				
		34 モルトケース(紙めくり用スポンジケース)				
		35 紙めくりクリーム	(容器に共通判断基準を適用)			
		36 鉛筆削(手動)		○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行うように、分離又は分別の工夫がなされていること。		
		37 OAKリーナー(ウェットタイプ)	(容器に共通判断基準を適用) ○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	○ 内容物が補充できること。		
		38 OAKリーナー(液タイプ)	(容器に共通判断基準を適用)			
39 レターケース						
40 メディアケース	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。 イ CD、DVD及びBD用にあつては厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ウ 植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。					

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
3 文具類	一般事務用品	41 マウスパッド			
		42 カッターナイフ			
		43 カッティングマット		○ マットの両面が使用できること。	
		44 デスクマット			
		45 OHPフィルム	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 イ インクジェット用のものにあつては、上記アの要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
		46 つづりひも	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③ 上記①又は②以外の場合にあつては、文具類共通判断基準を満たすこと。		
		47 付箋フィルム		○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。	
		48 黒板拭き			
		49 ホワイトボード用イレーザ			
		絵画用品等	50 絵の具	(容器に共通判断基準を適用)	
	51 墨汁				
	事務用のり	52 のり(液状) (補充用を含む。)	(容器に共通判断基準を適用)	○ 内容物が補充できること。	
		53 のり(澱粉のり) (補充用を含む。)			
		54 のり(固形) (補充用を含む。)	(容器に共通判断基準を適用)	○ 消耗品が交換できること。	
		55 のり(テープ)			
	ファイル・バインダー類	56 ファイル	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通判断基準を満たすこと。 ② クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	① 表紙と同じ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。	9 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
		57 バインダー	金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通判断基準を満たすこと。		10 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。
		58 ファイリング用品			
		59 アルバム (台紙を含む。)			
		60 カードケース			
61 クリヤーブック					
62 名刺ホルダー					
				11 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。	

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要	
3 文具類	ファイル・バインダー類	63 用箋挟				
		64 ペーパーバッグ				
	紙製品	65 事務用封筒(紙製)	○ 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。			12 「けい紙」とは、メモ帳、レポート用紙、ルーズリーフ、原稿用紙等をいう。 13 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。 14 ダストブローに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロレフィン(HFO1234ze)等。 15 ダストブローに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。 16 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本方針「1 紙類」の「5 塗工されている印刷用紙」による。
		66 窓付き封筒(紙製)	① 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ② 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて、環境負荷低減効果が確認されたものがしよされていること。			
		67 けい紙	① 古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。			
		68 ノート	② 塗工されているものについては塗工量が両面で30g/m ² 以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ③ 塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。			
		69 バンチラベル		○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
		70 タックラベル	○ 主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること(粘着部分を除く)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通判断基準を満たすこと。	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
		71 インデックス				
	72 付箋紙					
	その他	73 ダストブロー	○ フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。			
		74 OAFフィルター(枠あり)	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 文具類共通の判断基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 イ 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。			
		75 丸刃式紙裁断機		○ 再使用、再利用又は適正廃棄を容易に行うように、分離又は分別の工夫がなされていること。		
		76 額縁				
		77 ごみ箱	○ 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。			
78 リサイクルボックス						
79 缶・ボトルつぶし機(手動)						
80 名札(机上用)						

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
3 文具類	その他	81 名札(衣服取付型・首下げ型)			
		82 鍵かけ(フックを含む。)			
		83 チョーク	○ 再生材料が10%以上使用されていること。		
		84 グラウンド用白線	○ 再生材料が70%以上使用されていること。		
		85 梱包用バンド	① 主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ② 主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。		
4 オフィス家具等	オフィス家具等共通判断基準		○ 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。	<p>① 修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。</p> <p>③ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>④ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>⑤ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。</p> <p>⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。</p> <p>2 判断基準①の「単一素材分解可能率」については、表下欄外注)12参照。(P36)</p> <p>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>4 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>5 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。</p> <p>6 「放散速度」については、表下欄外の注)13参照。(P37)</p> <p>7 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次にによる。 ア クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 イ クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p> <p>8 「古紙」と及び「古紙パルプ配合率」とは、判断基準別表の紙類の「表1 古紙及び古紙パルプ配合率」による。</p> <p>9 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。</p> <p>10 判断基準③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。</p> <p>11 判断基準④ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプは適用しないこととする。</p>
		1 いす	<p>① 表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあってはイ及びウの要件を満たすこと。 ア 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p>② 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>③ 次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>④ 次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p>		
		2 机			
		3 棚			
		4 収納用什器(棚以外)			
		5 ローパーティション			
		6 コートハンガー			
		7 傘立て			
		8 掲示板			
		9 黒板			
		10 ホワイトボード			

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
5 画像機器等	コピー機等	1 コピー機	<p><共通事項></p> <p>① 使用される用紙が調達推進品目に該当する場合は、当該調達推進品目の判断基準を満たす物品等を使用することが可能であること。</p> <p>② 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。)であること。</p> <p>イ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>③ 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>④ 使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純理立てされないこと。</p> <p>⑤ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 受注者がカートリッジ等(本調達方針の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。以下同じ。)を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>イ 受注者が用紙を供給する場合であって、調達推進品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p><個別事項></p> <p>① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機(大判機を除く。)にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機(大判機を除く。)にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>② 複合機(インクジェット方式を除く)</p> <p>ア モノクロ複合機(大判機を除く。)にあっては、表2-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ カラー複合機(大判機を除く。)にあっては、表2-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ 大判複合機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>	<p>① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④ 少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>⑤ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑦ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあっては、次の事項について配慮されていること。</p> <p>ア 契約終了後に使用済のコピー機等を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純理立てされないこと。</p> <p>イ コピー機等の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>a 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>b 環境負荷低減に向けた適切なコピー機等の製品仕様及び設置台数。</p> <p>ウ コピー機等の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>エ 使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純理立てされないこと。</p> <p>オ コピー機等の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達についても、本項の判断基準を適用する。</p> <p>2 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。</p> <p>3 「リユースに配慮したコピー機等」の説明等は、表下欄外の注)14～16参照。(P37)</p> <p>4 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>5 特定の化学物質の含有率基準値については、表下欄外の注)17参照(P37)</p> <p>6 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>7 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。</p> <p>8 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。</p> <p>9 判断基準<共通事項>①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。</p> <p>10 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。</p> <p>11 コピー機等の導入時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、判断基準を満たす物品等と同等の扱いとすること。</p> <p>12 判断基準<共通事項>③、配慮事項④及び⑦アについては、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。</p> <p>13 配慮事項⑦イの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。</p> <p>14 配慮事項⑦イaの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷(自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。)、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報(印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等)の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。</p> <p>15 配慮事項⑦イbについては、環境負荷低減効果(消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等)、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。</p> <p>16 配慮事項⑦エは、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。</p> <p>17 調達を行う各所属は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。</p>
		2 複合機			
		3 拡張性のあるデジタルコピー機			

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
5 画像機器等	プリンタ等	4 プリンタ 5 プリンタ複合機	<p>① プリンタ又はプリンタ複合機(大判プリンタを除く。以下「プリンタ等」という。)にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア モノクロプリンタ(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ カラープリンタ(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)にあっては、表2-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表2-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表3-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式のプリンタ複合機にあっては、表3-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>② 大判機のうちインクジェット方式のプリンタ又はプリンタ複合機にあっては、表4-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式以外のプリンタにあっては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③ 使用される用紙が調達推進品目に該当する場合は、当該調達推進品目の判断基準を満たす物品等を使用することが可能であること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>⑤ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 受注者がカートリッジ等(本調達方針の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。以下同じ。)を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>イ 受注者が用紙を供給する場合であって、調達推進品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p>	<p>① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑥ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあっては、次の事項について配慮されていること。</p> <p>ア プリンタ等の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>a 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>b 環境負荷低減に向けた適切なプリンタ等の製品仕様及び設置台数。</p> <p>イ 使用済みのカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済みのカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純立立てられないこと。</p> <p>ウ プリンタ等の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達についても、本項の判断基準を適用する。</p> <p>2 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち1以上の機能を有する機器をいう。</p> <p>3 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。</p> <p>4 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>5 プリンタ等の導入時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本方針に示した品目「カートリッジ等」の判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、判断基準を満たす物品等と同等の扱いとすること。</p> <p>6 判断基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。</p> <p>7 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>8 配慮事項⑥アの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的を実施すること。</p> <p>9 配慮事項⑥アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷(自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。)、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報(印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等)の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。</p> <p>10 配慮事項⑥アbについては、環境負荷低減効果(消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等)、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。</p> <p>11 配慮事項⑥イは、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。</p> <p>12 調達を行う各所属は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
5 画像機器等	6 ファクシミリ		<p>① モノクロファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>② カラーファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③ インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>⑤ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 受注者がカートリッジ等(本調達方針の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。以下同じ。)を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>イ 受注者が用紙を供給する場合であつて、調達推進品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p>	<p>① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑤ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあつては、次の事項について配慮されていること。</p> <p>ア ファクシミリの使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p> a 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p> b 環境負荷低減に向けた適切なファクシミリの製品仕様及び設置台数。</p> <p>イ 使用済みのカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済みのカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>ウ ファクシミリの導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達についても、本項の判断基準を適用する。</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>3 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>4 配慮事項⑤アの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的を実施すること。</p> <p>5 配慮事項⑤アaの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷(自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。)、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報(印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等)の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。</p> <p>6 配慮事項⑤アbについては、環境負荷低減効果(消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等)、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。</p> <p>7 配慮事項⑤イは、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。</p> <p>8 調達を行う各所属は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。</p>
	7 スキャナ		<p>① 表1に示された基準を満たすこと。</p> <p>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p>	<p>① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑤ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあつては、次の事項について配慮されていること。</p> <p>ア スキャナの使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、環境負荷低減に向けた適切なスキャナの製品仕様及び設置台数についての提案を行うこと。</p> <p>イ スキャナの導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達についても、本項の判断基準を適用する。</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>3 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>4 配慮事項⑤アの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的を実施すること。</p> <p>5 配慮事項⑤アについては、環境負荷低減効果(消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等)、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。</p> <p>6 調達を行う各所属は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
5 画像機器等	8 プロジェクタ		<p>① 製品本体の重量が表下欄外注)19(P37)に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>② 消費電力が表下欄外注)20(P37)に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>③ 待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。</p> <p>④ 光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。</p> <p>⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p> <p>⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>① 光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。</p> <p>② 光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。</p> <p>③ 可能な限り低騒音であること。</p> <p>④ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑤ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑥ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑦ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑧ 製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑨ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「プロジェクタ」については、表下欄外の注)18参照。(P37)</p> <p>2 「固体光源」とは、発光ダイオード(LED)、半導体レーザー(LD)等の固体(物質)に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。</p> <p>3 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機(スタンバイ)は、製品の最低消費電力モードである。</p> <p>4 判断基準③については、AC遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。</p> <p>5 判断基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。</p> <p>6 判断基準④イの「使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組み」については、表下欄外注)21を参照。(P37)</p> <p>7 調達を行う各所属は、表下欄外注)22(P37)に留意すること。</p> <p>8 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。</p> <p>9 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>10 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>11 判断基準③の待機時消費電力の基準は、2020年度までは経過措置とし、この期間においては0.5W以下であることで特定調達物品等とみなすこととする。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
5 画像機器等	カートリッジ等	9 トナーカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ② 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の50%以上であること。 ③ 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の95%以上であること。 ④ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ⑤ トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦ 使用される用紙が調達推進品目に該当する場合は、当該調達推進品目の判断基準を満たす物品等を使用することが可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ② 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	<p>注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 判断基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。その他、「トナーカートリッジ」及び「インクカートリッジ」については、表下欄外の注)23～34参照。(P37～P38) 2 調達を行う各所属は、カートリッジ等の調達に当たって、表下欄外の注)35(P38)に留意すること。また、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること(例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど)に十分留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等 イ トナー又はインクに関するSDS(安全データシート) ウ 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等
		10 インクカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ② 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く)の25%以上であること。 ③ 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体重量(インクを除く)の95%以上であること。 ④ 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ⑤ インクの化学安全性が確認されていること。 ⑥ 使用される用紙が調達推進品目に該当する場合は、当該調達推進品目の判断基準を満たす物品等を使用することが可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	
6 電子計算機等	1 電子計算機		<ul style="list-style-type: none"> ① サーバ型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が180以上であること。ただし、CPUの種類が専用CISCの場合は、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ オフモード消費電力が1.0W以下であること、かつ、長期アイドルモード消費電力が表下欄外の注)39の算定式より算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。 ② クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が200以上であること。 イ デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、表下欄外の注)40アの算定式により算定した標準年間消費電力量が表下欄外の注)40イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ ワークステーションの場合は、表下欄外の注)41アの算定式により算定した加重消費電力が表下欄外の注)41イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ シンククライアントの場合は、表下欄外の注)40アの算定式により算定した標準年間消費電力量が表下欄外の注)42の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池(バッテリー)の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③ 一度使用された部品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④ 筐体または部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤ 筐体または筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 	<p>注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「電子計算機」の説明等については、表下欄外の注)36～46参照。(P38～P39) 2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 3 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」については、表下欄外の注)47、48参照。(P39) 4 調達を行う各所属は、表下欄外の注)49に十分留意すること。(P39) 5 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。 6 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。 7 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
6 電子計算機等	2 磁気ディスク装置		○ エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。	① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。 ア 記憶容量が、1ギガバイト以下のもの。 イ ディスクの直径が40mm以下のもの。 ウ 最大データ転送速度が1秒につき270ギガバイトを超えるもの。 2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。
	3 ディスプレイ		① コンピュータモニタにあっては、表下欄外注)52の算定式により算定した年間消費電力量が表下欄外注)53アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ② サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。 ア 表下欄外注)54の算定式により算定したオンモード消費電力が表下欄外注)55アの算定式により算定した最大オンモード消費電力以下であること。 イ スリープモード消費電力が表下欄外注)56の算定式により算定したスリープモード消費基準以下であること。 ③ オフモード消費電力が0.5W以下であること。 ④ 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。	① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	注) 1 判断基準の対象とする「ディスプレイ」は、表下欄外注)50参照。(P39) 2 判断基準②③及び表下欄外注)52～56(P40)において使用する動作モードは、表下欄外注)51(P39)のとおり。 3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ 4 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。 5 判断基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学部室記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。 6 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。 7 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの精度運用細則(平成26年7月施行)別表2-2(平成28年10月発効)」による。
	4 記録用メディア		○ 次のいずれかの要件を満たすこと〔判断基準はケースに適用〕。 ア 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 イ 厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること。 ウ 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 エ 紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	① 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 判断基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。 2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ 3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類と同じ。 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
7 オフィス機器等	1 シュレッター		<p>① 待機時消費電力が1.5W以下であること。</p> <p>② 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。</p>	<p>① 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>② 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>③ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> <p>⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「シュレッター」に含まれないものとする。</p> <p>ア 裁断モーターの出力が500W以上のもの。</p> <p>イ 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの。</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>3 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。</p> <p>4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。</p> <p>5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。</p> <p>6 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p>
	2 デジタル印刷機		<p>① エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。</p> <p>② 使用される用紙が調達推進品目に該当する場合は、当該調達推進品目の判断基準を満たす物品等を使用することが可能であること。</p> <p>③ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 受注者がカートリッジ等(本調達方針の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。以下同じ。)を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>イ 受注者が用紙を供給する場合であって、調達推進品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p>	<p>① 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>② インク容器の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用または適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>④ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p> <p>⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑧ 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達の場合にあっては、次の事項について配慮されていること。</p> <p>ア デジタル印刷機の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>a 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>b 環境負荷低減に向けた適切なデジタル印刷機の製品仕様及び設置台数。</p> <p>イ 使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純理立てされないこと。</p> <p>ウ デジタル印刷機の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 保守業務又は消耗品供給業務を含む調達についても、本項の判断基準を適用する。</p> <p>2 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。</p> <p>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>4 「低電力モード」については、シュレッターと同じ。</p> <p>5 「オートシャットオフモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。</p> <p>6 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>7 配慮事項⑧アの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。</p> <p>8 配慮事項⑧アaの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷(自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。)、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報(印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等)の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。</p> <p>9 配慮事項⑧アbについては、環境負荷低減効果(消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等)、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。</p> <p>10 配慮事項⑧イは、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。</p> <p>11 調達を行う各所属は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
7 オフィス機器等	3 掛時計		○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ② 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③ 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。	① 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 判断基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。 3 判断基準③における一次電池の電池寿命はJIS B 7026による。 4 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。
	4 電子式卓上計算機		① 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。	○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものである。 2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。
	電池	5 一次電池又は小型充電式電池	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 一次電池にあつては、表1に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 イ 小形充電式電池(二次電池)であること。	① 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。 2 「最小平均持続時間」はJIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
8 移動電話等	1 携帯電話 2 PHS 3 スマートフォン		<p>① 携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表1に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>③ 使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④ 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。</p> <p>⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>① 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。</p> <p>② 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。</p> <p>③ 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。</p> <p>④ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑤ 筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「携帯電話」、「PHS」及び「スマートフォン」については、表下欄外の注)57～64参照。(P40～P41)</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>3 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。</p> <p>イ マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。</p> <p>ウ 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。</p> <p>エ 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。</p> <p>4 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p>
9 家電製品	電気冷蔵庫等	1 電気冷蔵庫 2 電気冷凍庫 3 電気冷凍冷蔵庫	<p>① 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア 基準値1は、基準エネルギー消費効率の数値。 イ 基準値2は、基準エネルギー消費効率に100/86を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。</p> <p>② 電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア 基準値1は、基準エネルギー消費効率の数値。 イ 基準値2は、基準エネルギー消費効率に100/90を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。</p> <p>③ 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>① 資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「電気冷蔵庫等」については、表下欄外の注)65参照。(P41)</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>3 「特定の化学物質」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。</p> <p>5 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p> <p>6 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
9 家電製品	4 テレビジョン受信機		<p>① 液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機(以下「プラズマテレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>② リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。</p> <p>① ブラウン管を有するテレビジョン受信機</p> <p>② 産業用のもの</p> <p>③ 水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの</p> <p>④ ツーリスト向け仕様のもの</p> <p>⑤ リアプロジェクション方式のもの</p> <p>⑥ 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの</p> <p>⑦ ワイヤレス方式のもの</p> <p>⑧ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの</p> <p>2 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>4 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p> <p>5 判断基準①については、受信機型サイズが39V型以下のものは、2019年度1年間は経過措置とし、この期間においては、表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/149を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで判断基準を満たす物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p> <p>6 判断基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。</p>
	5 電気便座		<p>○ エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p>	<p>① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。</p> <p>ア 他の給湯設備から温水の供給を受けるもの</p> <p>イ 温水洗浄装置のみのもの</p> <p>ウ 可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの</p> <p>エ 専ら鉄道車両等において用いるためのもの</p> <p>オ 幼児用大便器において用いるためのもの</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p>
	6 電子レンジ		<p>① エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p>② 待機時消費電力が0.05W未満であること。</p> <p>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「電子レンジ」については、表下欄外の注)66参照。(P41)</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>3 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>4 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
10 エアコンディショナー等	1 エアコンディショナー		<p>① 家庭用品品質表示法施行令別表第3号(一)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>② 上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>③ 業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。</p> <p>ア 基準値1は、基準エネルギー消費効率の数値。 イ 基準値2は、基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値。</p> <p>④ 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。</p> <p>⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>① 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。</p> <p>④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「エアコンディショナー」については、表下欄外の注)67,68参照。(P41)</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ</p> <p>3 判断基準④については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成27年経済産業省令第29号)第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナー(1日の冷凍能力が3トン未満のもの)のうち、平成27年経済産業省告示第50号(エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項)により目標値及び目標年度が定められる製品に適用するものとする。</p> <p>4 判断基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー(パッケージ用のものを除く。)に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950:2008に準ずるものとする。</p> <p>5 「特定の化学物質」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。</p> <p>7 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p>
	2 ガスヒートポンプ式冷暖房機		<p>① 期間成績係数が1.07以上であること。</p> <p>② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p>	<p>① 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 判断基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kwを超え28kw未満のものとする。</p> <p>2 期間成績係数については、JIS B 8627に規定する方法により算出するものとする。</p> <p>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>4 「地球温暖化係数」の説明は、エアコンディショナーと同じ。</p>
	3 ストープ		<p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① ガスストーブにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p>② 石油ストーブにあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p>	<p>① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「ストーブ」については、表下欄外の注)69参照。(P41)</p> <p>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
11 温水器等	1 ヒートポンプ式電気給湯器		① 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、年間加熱効率が3.20以上であること。 ③ 冷媒にフロン類が使用されていないこと。	① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④ 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。	注) 1 暖房の用に供することができるものは、「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。 2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の年間加熱効率の算出方法は、表下欄外注)70(P41)による。 3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 4 判断基準の③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については、適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。 5 「フロン類」の説明は、冷蔵庫と同じ。 6 「地球温暖化係数」の説明は、エアコンディショナーと同じ。
	2 ガス温水機器		○ エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。	① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること	注) 1 「ガス温水器」については、表下欄外の注)71参照。(P41) 2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。
	3 石油温水機器		○ エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。	② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。	注) 1 「石油温水機器」については、表下欄外の注)72参照。(P41) 2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。
	4 ガス調理機器		① こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③ オープン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。	③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	注) 1 「ガス調理機器」については、表下欄外の注)73参照。(P41) 2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。
12 消火器	消火器		① 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 ② 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。	① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。 ③ 使用される塗装は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	注) 1 判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」)による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。 2 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。 「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。 イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。 ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。 エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。 3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
13 照明	照明器具	1 LED照明器具	<p>① 投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>イ 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。</p> <p>ウ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>② 投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>③ LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>① 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。</p> <p>2 本項の判断基準の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じかけ形、埋込み形及び壁付け形として使用する器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に定める誘導灯は、LED照明器具には含まれないものとする。</p> <p>3 LED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。</p> <p>4 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。</p> <p>5 LED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。</p> <p>6 LED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。</p> <p>7 LED照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。</p> <p>8 LED照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。</p> <p>9 LED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。</p> <p>10 LED照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具-第5部:配光測定方法」に準ずるものとする。</p> <p>11 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。</p> <p>12 LEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。</p> <p>13 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>14 調達を行う各所属は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。</p> <p>15 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p>
		2 LEDを光源とした内照式表示灯	<p>① 定格寿命は30,000時間以上であること。</p> <p>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。</p> <p>③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
13 照明	ランプ	3 蛍光ランプ (直管型: 大きさの区分40形蛍光ランプ)	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 高周波点灯専用型(HF)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が100lm/W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は25.5(±1.2)mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。 ② ラビッドスタート形またはスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が85lm/w以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。	○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 判断基準の対象とする「電球形LEDランプ」又は「電球形形状のランプ」は、電球形のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。 2 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。 3 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。 4 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球形以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形形状のランプ」に含まれないものとする。 5 「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形形状のランプとする。 6 本項の電球形LEDランプの「ランプの種類及び形状がA形」とは、JIS C 8158(一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超))に規定する種類及び形状を表す記号が「A形(LDA)」であるものをいう。また、「口金の種類がE26又はE17」とは、同JISの口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。 7 電球形LEDランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部: 光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。 8 電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の80%以下になるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2(一般照明用電球形蛍光ランプ-第2部: 性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。 9 調達を行う各所属は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分留意すること。
		4 電球形形状のランプ	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 電球形LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ 上記A以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射系タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ウ 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 エ 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射系タイプの場合は、30,000時間以上であること。 ② 電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。 ウ 定格寿命は6,000時間以上であること。 ③ 上記①、②以外の電球形形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が50lm/W以上であること。 イ 定格寿命は6,000時間以上であること。		
14 自動車等	1 低公害車 ※ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない場合は、次の項から選択する。		① 電気自動車 ② 天然ガス自動車 ③ ハイブリッド自動車 ④ プラグインハイブリッド自動車 ⑤ 燃料電池自動車 ⑥ 水素自動車 ⑦ クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車(以下「乗用車」という。))に限る。以下同じ。) ⑧ 乗用車・小型バス ア ガソリン自動車 乗用車にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車(以下「小型バス」という。))にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ ディーゼル自動車 小型バスにあっては、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨ 小型貨物車 ア ガソリン自動車 車両総重量3.5t以下の貨物自動車(以下「小型貨物車」という。))にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車	① エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 再生材が可能な限り使用されていること。 ④ 植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。	1 判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。 2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。 3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。 4 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。 5 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。 6 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10人以下のものに限る。))であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。))にあっては、バイオエタノール混合ガソリン(E3、E10及びETBE)の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
14 自動車等	1 低公害車 ※ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない場合は、次の項から選択する。		イ ディーゼル自動車 小型貨物車にあっては、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩ 重量車 ア 乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあっては、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ 車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。)にあっては、表7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ 車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。)にあっては、表8に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑪ LPガス自動車 ア 乗用車にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ 小型貨物車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表9に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車		7 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。 8 「地球温暖化係数」の説明は、エアコンディショナーと同じ。 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 10 軽油を燃料として利用する自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
	2 低公害車以外の自動車 ※できる限り排ガス基準のレベルの高いものを選択するものとする。		○ 認定実施要領の平成17年基準に適合し、かつ、判断基準別表に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車		
15 制服・作業服等	1 制服		○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② 製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。 なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リッター等)を再生した繊維をいう。 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。 7 「回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること」については、表下欄外注)4参照。(P42) 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明については、文具類と同じ。 9 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。 10 調達を行う各所属は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。 ア クリーニングに係る判断の基準(クリーニング参照)を満たす事業者を選択すること。 イ JIS L 0217又はJIS L 0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)に基づく表示を十分確認すること。
	2 作業服		○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② 製品又は付属品に使用される繊維には、可能な限り竹繊維、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
	3 帽子		○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② 製品又は付属品に使用される繊維には、可能な限り竹繊維、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
15 制服・作業服等	3 帽子		⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		11 「甲材」とは、JIS S 5050(革靴)の付表1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。
	4 靴		○ 甲部を使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ③ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② 製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③ 甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
16 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品	カーテン等	1 カーテン	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	① 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等に同じ。 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。 なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを「繊維部分全体重量」とし、「繊維部分全体重量」として「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。 3 「故繊維」の説明は、制服・作業服等に同じ。 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等に同じ。 5 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等に同じ。 6 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服等に同じ。 7 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服等に同じ。 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」については、表下欄外の注)74参照。(P42) 9 調達を行う各所属は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。 10 「植物を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明については、文具類に同じ。 11 日射反射の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。
		2 布製ブラインド	○ 日射反射率が表1に示された数値以上であること。	○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
		3 金属製ブラインド			

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
16 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品	カーペット	4 タフテッドカーペット	○ 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。	① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。 2 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 3 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 5 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等と同じ。 6 「再生プラスチック」の説明は文具類と同じ。 7 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。) 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明については、文具類と同じ。 9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」については、表下欄外の注)74参照。(P42)
		5 タイルカーペット 6 織じゅうたん			
		7 ニードルパンチカーペット	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	毛布等	8 毛布	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。	① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② 製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	注) 1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等と同じ。 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。 なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。 3 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 5 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 6 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 7 ふとんの判断基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」については、表下欄外の注)74参照。(P42) 9 調達を行う各所属は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。
9 ふとん		○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ふとん側地又は詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ② 使用済ふとんの詰物を適正な洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。			

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
16 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品	ベッド	10 ベッドフレーム	<p>○ 金属を除く主要材料が、。プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれている場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれている場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>② 次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>イ 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適正になされたものであること。</p> <p>エ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>③ 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプは適用しない。</p>	<p>① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている又は分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② 材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木(間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。)は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注)</p> <p>1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」に含まれないものとする。</p> <p>2 高度医療に用いるもの(手術台、ICUベッド等)については「マットレス」に含まれないものとする。</p> <p>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>4 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>5 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。 なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。</p> <p>6 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>7 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>8 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>9 「放散速度」については、表下欄外の注)13参照。(P37) JIS S 1102に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。</p> <p>10 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう(ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。)</p> <p>11 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>12 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
16 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品	ベッド	11 マットレス	<p>① 詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>ウ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>② フェルトに使用される繊維はすべて未利用繊維又は反毛繊維であること。</p> <p>③ 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</p> <p>④ ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p>	<p>① 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている又は分解が容易である等材料の再生が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>13 ベッドフレームに係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項目の判断基準の対象とする品目に含まれないものとする。</p> <p>14 ベッドフレーム及びマットレスを一体として、ベッドを調達する場合については、それぞれの部分が各基準を満たすこと。</p> <p>15 「フロン類」の説明は、冷蔵庫と同じ。</p> <p>16 ベッドフレームに係る判断基準②イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用するとする。</p> <p>17 ベッドフレームに係る判断基準③ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあつては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。</p> <p>18 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。</p> <p>ア クリーンウッド法の対象物品にあつては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の照明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>イ クリーンウッド法の対象物品以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p>
	テント・シート類	12 集会用テント	<p>○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等に同じ。</p> <p>2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。</p> <p>3 「故繊維」の説明は、制服・作業服等に同じ。</p> <p>4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等に同じ。</p> <p>5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)</p> <p>6 「回収及び再使用又は再生利用されるためのシステムがあること」については、表下欄外の注)74参照。(P42)</p> <p>7 「植物を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明については、文具類に同じ。</p> <p>8 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等に同じ。</p>
		13 ブルーシート	<p>○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比50%以上使用されていること。</p>	<p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
16 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品	14 防球ネット		<p>○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④ 再生ポリエチレン繊維が製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p>	<p>① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。 なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。</p> <p>3 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>5 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>6 「再生ポリエチレン」の説明は、テント・シート類と同じ。</p> <p>7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>8 「回収及び再使用又は再生利用されるためのシステムがあること」については、表下欄外の注)74参照。(P42)</p>
	旗・のぼり・幕類	15 旗 16 のぼり 17 幕	<p>○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>① 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。</p> <p>2 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から裄、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。 なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。</p> <p>4 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>5 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>6 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、防球ネットに同じ。</p> <p>8 「回収及び再使用又は再生利用されるためのシステムがあること」については、表下欄外の注)74参照。(P42)</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
16 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品	18 モップ		<p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。</p>	<p>① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。</p> <p>2 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。</p> <p>3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)</p> <p>4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。</p> <p>5 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)</p> <p>6 「再生プラスチック」の説明は文具類に同じ。</p> <p>7 「回収及び再使用されるためのシステムがあること」については、表下欄外の注)75参照。(P42)</p>
17 災害備蓄用品	飲料水	1 ペットボトル飲料水	<p>① 賞味期限が5年以上であること。</p> <p>② 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p>	<p>① 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p> <p>② 容器(ボトル)については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。</p> <p>③ 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。</p> <p>2 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア ペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧奨すること。</p> <p>イ 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。</p> <p>ウ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。</p> <p>エ 災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。</p> <p>3 判断基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。</p> <p>4 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。</p> <p>5 使用するボトル・ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
17 災害備蓄用品	食料	2 アルファ化米 3 乾パン 4 保存パン	① 賞味期限が5年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	○ 回収・再利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	1 「アルファ化米」「乾パン」「保存パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、防災備蓄用品として調達するものに限る。 2 「レトルト食品等」とは、気密性及を有する容器に調整した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。 4 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。 5 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。 6 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。 7 調達を行う所属は、次の事項に十分留意すること。 ア 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。 イ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。 ウ 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。
		5 レトルト食品等	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 賞味期限が5年以上であること。 イ 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。		
		6 栄養調整食品 7 フリーズドライ食品	① 賞味期限が3年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。		
8 非常用携帯燃料			① 品質保証期限が5年以上であること。 ② 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	○ 製品の包装及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。 2 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。 ア 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。 イ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
9 非常用携帯電源			① 電気容量が100Wh以上であること。 ② 保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。	○ 分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。	判断基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
17 災害備蓄用品	10 作業手袋		<p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</p> <p>② ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</p> <p>③ 未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p>	<p>① 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。)</p> <p>② 漂白剤を使用していないこと。</p>	<p>(注)</p> <p>1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服に同じ。</p> <p>2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>3 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。</p> <p>4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。</p> <p>5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は文具類と同じ。</p> <p>6 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。</p>
	11 一次電池		<p>① 一次電池にあつては、表1に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>② 使用推奨期限が5年以上であること。</p>	<p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 「一次電池」は、わが国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。</p> <p>2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。</p> <p>3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外する。</p> <p>4 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。 ア 災害備蓄用品を調達するにあたり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。 イ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。</p>
	12 携帯電灯		<p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 一次電池を使用するものにあつては、LEDを光源としていること。</p> <p>② 手動等による自家発電式であること。</p> <p>③ 表に示された区分ごとの連続点灯時間を下回らないこと。</p>	<p>① 分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② 防水・防滴構造である等、耐久性に優れていること。</p> <p>③ 長期間使用せず放置しても、性能上支障がないこと。</p> <p>④ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 「携帯電灯」は、災害備蓄用品として調達するものに限る、通常業務において使用する場合は、判断基準は適用しない。</p> <p>2 判断基準②の「自家発電式」のものうち、磁気発電式のもの、磁気記録媒体、精密電子機器及び電子医療機器等への影響を考慮した上で調達すること。</p> <p>3 携帯電灯の「連続点灯時間」は、「防災備蓄用品(一次電池)」の基準を満たす電池を使用した場合の時間とし、測定方法については、電池工業会規格SBA S1601に規定する方法に準拠するものとする。</p> <p>4 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。</p> <p>5 災害備蓄用品を調達するにあたり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
17 災害備蓄用品	13 携帯発電機		<p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。)にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。</p> <p>イ ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。</p> <p>② 騒音レベルが98デシベル以下であること。</p> <p>③ 連続運転可能時間が3時間以上であること。 ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。</p>	<p>① 燃料消費効率が可能限り高いものであること。</p> <p>② 使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。</p> <p>③ 製品の小型化及び軽量化が図られていること。</p> <p>④ 製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 本項の判断基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。</p> <p>2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法(平成9年建設省告示第1537号)」による。</p> <p>3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。</p> <p>4 調達を行う各所属は、発電する電気の周波数に留意すること。</p>
18 設備	1 節水機器		<p><共通事項></p> <p>① 電気を使用しないこと。</p> <p>② 吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p><個別事項></p> <p>① 節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。</p> <p>イ ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量があること。</p> <p>② 定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5~8リットル/分であること。</p> <p>③ 泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。</p> <p>イ 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5リットル/分以上の吐水流量であること。</p> <p>④ 流量調節弁にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調節弁なしの同型水栓の80%以下であること。</p> <p>イ 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表1に示す数値以上であること。</p> <p>⑤ 手元止水機能付水栓にあっては、吐水切換機能、流量及び温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水及び止水操作ができる機能を有していること。</p> <p>⑥ 小流量吐水機能付水栓にあっては、シャワーヘッドの吐水力が次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。</p> <p>イ 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N以上であること。</p>	<p>① 取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。</p> <p>② 使用用途における従前どりの使用感であること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「節水コマ」については、表下欄外注)76のとおり。(P42)</p> <p>2 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のをいう。</p> <p>3 判断基準の対象となる「定流量弁」については、表下欄外の注)77参照。(P42)</p> <p>4 判断基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャップとする。</p> <p>5 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061(給水栓)の吐水流量試験に準ずるものとする。また、JIS B 2061で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断基準<個別事項>①を満たす。</p> <p>6 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のをいう。</p> <p>7 「手元止水機能付水栓」とは、台所用又はシャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタットの3種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。</p> <p>8 「小流量吐水機能付水栓」とは、シャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタットの3種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。</p> <p>9 判断基準<個別事項>⑥の吐水力の測定は、国立研究開発法人建築研究所「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報(住戸の設計一次エネルギー消費量算定方法)」に定められた試験方法による。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
19 公共工事 (資材)	製材等	1 製材	① 間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② 上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	○ 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。	注) 1 判断基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。 2 「製材等」の判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。 4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
		2 集成材	① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② 上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の原料の木材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。	
		3 合板		② 木質系材料にあっては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。	
		4 単板積層材			
		5 直交集成板			

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
----	-----	---------	------	------	----

注)

【紙類(コピー用紙)】

- 1 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 2 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するの方針に基づいて使用するパルプ
イ 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するの方針に基づいて使用するパルプ
- 3 「総合評価値」とは注)4に示されるYの値をいう。
「指標値」とは、注)4に示されるx1,x2,x3,x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、注)4に示されるx5,x6の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、注)4のy1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値をいう。
- 4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y1 + y2 + y3) + y4 + y5$$

$$y1 = x1 - 20 \quad (70 \leq x1 \leq 100)$$

$$y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 30)$$

$$y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 30)$$

$$y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$$

$$y5 = -2.5x6 + 170 \quad (62 \leq x6 \leq 68, x6 < 62 \rightarrow x6 = 62, x6 > 68 \rightarrow x6 = 68)$$

Y及びy1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6は次の数値を表す。

Y(総合評価値):y1,y2,y3,y4,y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1:古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2:森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3:その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4:白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y5:坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1:最低保証の古紙パルプ配合率(%)

x2:森林認証材パルプ利用割合(%)

x2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100 - x1)

x3:間伐材等パルプ利用割合(%)

x3 = (間伐材等パルプ/バージンパルプ) × (100 - x1)

x4:その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

x4 = (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) × (100 - x1)

x5:白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加算対象とならない。

x6:坪量(g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

【紙類(印刷用紙(塗工されている用紙を除く))】

- 5 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 6 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するの方針に基づいて使用するパルプ
イ 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するの方針に基づいて使用するパルプ
- 7 「総合評価値」とは注)8に示されるY1又はY2の値をいう。
「指標値」とは、注)8に示されるx1,x2,x3,x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、注)8に示されるx5,x6の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、注)8のy1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
----	-----	---------	------	------	----

8 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y1 = (y1 + y2 + y3) + y4$$

$$Y2 = (y1 + y2 + y3) + y5$$

$$y1 = x1 - 10 \quad (60 \leq x1 \leq 100)$$

$$y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 40)$$

$$y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 40)$$

$$y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$$

$$y5 = -0.5x6 + 20 \quad (0 < x6 \leq 10 \rightarrow x6 = 10, 10 < x6 \leq 20 \rightarrow x6 = 20, 20 < x6 \leq 30 \rightarrow x6 = 30, x6 > 30 \rightarrow x6 = 40)$$

Y1, Y2及びy1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6は次の数値を表す。

Y1(塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値): y1, y2, y3, y4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y2(塗工されている印刷用紙に係る総合評価値): y1, y2, y3, y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1: 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2: 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。)には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準(印刷参照)に示されたAランク(紙へのリサイクルにおいて障害とならないもの)の紙である場合は、

それ以外の紙である場合は0

y5: 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1: 最低保証の古紙パルプ配合率(%)

x2: 森林認証材パルプ利用割合(%)

$$x2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x3: 間伐材等パルプ利用割合(%)

$$x3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x4: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

$$x4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x5: 白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x6: 塗工量(g/m²)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

【納入印刷物】

9 判断基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、

適用しないものとする。

10 判断基準の③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ AまたはBランクの材料のみ使用(ア.の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

11 判断の基準⑤の「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準⑥の「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」(平成23年9月1日改訂)に適合していること。

イ. 特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。

特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とし、

基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の対象物質を特定していること(SDS(安全データシート)を備えていること。)

【オフィス家具等】

12 「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

$$\text{単一素材分解可能率}(\%) = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品(錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等)

②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品(ヒンジ、引出レール等)

③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
13	ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m ³ 以下と同等のものとは、次によるものとする。 ア 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆の基準を満たしたもの。 JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032に適合するオフィス用イス、JIS S 1039に適合する書架・物品棚及びJIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。 イ 上記ア以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。 ・ 平均値 0.5mg/L ・ 最大値 0.7mg/L				
	【画像機器等】				
14	「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行うシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「部品リユース型機」及び「再生型機」を指す。 ア 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。 イ 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。				
15	リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各所属が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断基準の共通事項②ア及びびイについて併記すること。				
16	リユースに配慮したコピー機等の判断基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2、表3の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表5-1から表5-6の該当する要件を満たすことで判断基準を満たしていることとする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。				
17	特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。				
18	判断基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000m未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。				
19	製品本体の重量の基準の算定方法は、次式による。 製品本体重量の基準(kg) = 0.0012 × Φ × α × β Φ : 有効光束(lm) α : 超短焦点プロジェクタの場合は1.5、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0 β : 固体光源の場合は2.0、それ以外の場合は1.0				
20	消費電力の基準の算定方法は、次式による。 消費電力の基準(W) = 0.070 × Φ × α × β + 85 Φ : 有効光束(lm) α : 超短焦点プロジェクタの場合は1.2、短焦点プロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0 β : 固体光源の場合は1.5、それ以外の場合は1.0				
21	判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。 イ 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)がユーザーに見やすく記載されていること。 ウ 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。				
22	調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。 ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。 イ マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。 ウ 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。 エ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。				
23	「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品はトナーカートリッジには含まれないものとする。				
24	「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。				
25	「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装または同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。				
26	「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。				
27	「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造または委託製造されたインクカートリッジをいう。				
28	「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。				
29	「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。				
30	「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。				
31	「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。				
32	トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。				

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
33	トナーカートリッジに係る判断基準④及びインクカートリッジに係る判断基準④の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理(事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。)は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。	イ カートリッジ本体に、製品名及び事業者名(ブランド名なども可)をユーザが見やすいように記載していること。 ウ 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。	イ トナー及びインクに係る「化学安全性」とは、次の基準による。 ア トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、②及び③の各物質が処方構成成分として添加されている場合にあっては、技術的に使用が不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。 ① カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として分子量の大きいニッケルの錯化合物は除く。 ② 規則(EC)No. 1272/2008のAnnex VI、の表3.1のCMRカテゴリ 1A、1B又は2に分類される別表1(判断基準別表に記載)の各物質。 ③ 規則(EC)No. 1272/2008のAnnex Iに定められた以下のHフレーズを伴う混合物のラベリングを要する、または同種混合物分類の要求に合致する別表2(判断基準別表に記載)の物質。 ④ REACH規則(EC)No. 1097/2006のAnnex XVII Appendix 8(別表3(判断基準別表に記載))にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料(染料または顔料)。 イ トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する2012年5月22日付の欧州議会及び理事会規則(EU)No528/2012)のAnnex Iにリストされ、製品分類6に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。 ウ トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。 エ トナー及びインクのSDS(安全データシート)を備えていること。	イ トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する2012年5月22日付の欧州議会及び理事会規則(EU)No528/2012)のAnnex Iにリストされ、製品分類6に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。 ウ トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。 エ トナー及びインクのSDS(安全データシート)を備えていること。	イ トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する2012年5月22日付の欧州議会及び理事会規則(EU)No528/2012)のAnnex Iにリストされ、製品分類6に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。 ウ トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。 エ トナー及びインクのSDS(安全データシート)を備えていること。
35	調達を行う各所属は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。	ア 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。	① 自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証(使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等)がなされていること(一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約または保証期間内であっても有償となる場合が多い)。 ② 本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報(製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等)及び発生した問題を記録するよう努めること イ 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。 ① 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。 ② 新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。	① 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。 ② 新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。	① 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。 ② 新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。
【電子計算機等】	36	次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。	ア サーバ型電子計算機のうち、複合理論性能が1秒につき20メガ演算以上のもの イ 256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの ウ 入力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの エ 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの オ 複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの カ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなく使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの	ア サーバ型電子計算機のうち、複合理論性能が1秒につき20メガ演算以上のもの イ 256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの ウ 入力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの エ 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの オ 複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの カ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなく使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの	ア サーバ型電子計算機のうち、複合理論性能が1秒につき20メガ演算以上のもの イ 256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの ウ 入力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの エ 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの オ 複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの カ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなく使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
37	エネルギー基準達成率の算出方法は、次式による。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。	エネルギー基準達成率=EM/E×100 E:エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算) EM:基準エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算)	エネルギー基準達成率=EM/E×100 E:エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算) EM:基準エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算)	エネルギー基準達成率=EM/E×100 E:エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算) EM:基準エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算)	エネルギー基準達成率=EM/E×100 E:エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算) EM:基準エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算)
38	判断基準の①イ、判断基準の②イ、ウ及びエ、注)39～42において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。	ア コンピュータの種類 ①デスクトップコンピュータとは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニター、キーボード、マウス等を使用するものをいう。 ②一体型デスクトップコンピュータとは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。 ③ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計 ④ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。 ⑤シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る。)。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。 イ 動作モード ①オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する(影響を与える)ことができない状態。 ②スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。 ③アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込みが終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードでない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。 ④長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。 ⑤短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。 各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成26年7月施行)別表2-1」による。	ア コンピュータの種類 ①デスクトップコンピュータとは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニター、キーボード、マウス等を使用するものをいう。 ②一体型デスクトップコンピュータとは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。 ③ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計 ④ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。 ⑤シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る。)。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。 イ 動作モード ①オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する(影響を与える)ことができない状態。 ②スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。 ③アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込みが終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードでない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。 ④長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。 ⑤短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。 各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成26年7月施行)別表2-1」による。	ア コンピュータの種類 ①デスクトップコンピュータとは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニター、キーボード、マウス等を使用するものをいう。 ②一体型デスクトップコンピュータとは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。 ③ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計 ④ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。 ⑤シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る。)。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。 イ 動作モード ①オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する(影響を与える)ことができない状態。 ②スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。 ③アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込みが終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードでない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。 ④長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。 ⑤短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。 各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成26年7月施行)別表2-1」による。	ア コンピュータの種類 ①デスクトップコンピュータとは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニター、キーボード、マウス等を使用するものをいう。 ②一体型デスクトップコンピュータとは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。 ③ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計 ④ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。 ⑤シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る。)。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。 イ 動作モード ①オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する(影響を与える)ことができない状態。 ②スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。 ③アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込みが終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードでない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。 ④長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。 ⑤短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。 各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成26年7月施行)別表2-1」による。
39	判断基準①イのオフモード消費電力については、出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能(以下「ウェイクオンラン(WOL)」という。)が有効にされている場合は許容値として0.4Wを加算した1.4Wを適合判断に用いるものとする。また、最大アイドルモード消費電力の算定方法は、次式による。	最大アイドルモード消費電力(W)=24.0+(N-1)×8.0+PEEE N:HDD(ハードディスクドライブ)又はSSD(半導体ドライブ)の搭載数 PEEE:IEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット	最大アイドルモード消費電力(W)=24.0+(N-1)×8.0+PEEE N:HDD(ハードディスクドライブ)又はSSD(半導体ドライブ)の搭載数 PEEE:IEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット	最大アイドルモード消費電力(W)=24.0+(N-1)×8.0+PEEE N:HDD(ハードディスクドライブ)又はSSD(半導体ドライブ)の搭載数 PEEE:IEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット	最大アイドルモード消費電力(W)=24.0+(N-1)×8.0+PEEE N:HDD(ハードディスクドライブ)又はSSD(半導体ドライブ)の搭載数 PEEE:IEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
40	デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンククライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。				
	ア 標準年間消費電力量 $E = (8,760/1,000) \times (POFF \times TOFF + PSL \times TSL + PLI \times TLI + PSI \times TSI)$				
	E: 標準年間消費電力量(単位: kWh/年) POFF: オフモード消費電力(単位: W) PSL: スリープモード消費電力(単位: W) PLI: 長期アイドルモード消費電力(単位: W) PSI: 短期アイドルモード消費電力(単位: W)				
	TX: 表3-1及び表3-2に規定する年間の時間割合(単位: %)				
	スリープモードに替わり、代替低電力モード(10W以下の場合に限る。)を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンククライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力(PSL)の代わりに長期アイドルモード(PLI)を使用することができる。				
	イ 最大年間消費電力量 $EMAX = (1+A) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{EEE})$				
	EMAX: 最大年間消費電力量(単位: kWh/年) A: 表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値 TECBASE: 表3-4に規定する基本許容値(単位: kWh)				
	TECMEM: 表3-5に規定するシステム搭載メモリの追加許容値(単位: kWh/キガバイト) TECGR: 表3-5に規定する独立型グラフィックス許容値(単位: kWh) TECST: 表3-5に規定する内部記憶装置(ストレージ)の追加許容値(単位: kWh)				
	TECDIS: 表3-5に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値(単位: kWh) TECSW: 表3-5に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値(単位: kWh)				
	TECEEE: 表3-5に規定するIEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値(単位: kWh/ギガビット)				
41	ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。				
	ア 加重消費電力 $(W) = 0.35 \times P_{OFF} + 0.10 \times P_{SL} + 0.15 \times P_{LI} + 0.40 \times P_{SI}$				
	P _{OFF} : オフモード消費電力(単位: W) P _{SL} : スリープモード消費電力(単位: W) P _{LI} : 長期アイドルモード消費電力(単位: W) P _{SI} : 短期アイドルモード消費電力(単位: W)				
	イ 最大加重消費電力 $(W) = 0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5) + 8.76 \times P_{EEE} \times 0.65$				
	P _{MAX} : 最大消費電力測定値(単位: W) N _{HDD} : HDD(ハードディスクドライブ)又はSSD(半導体ドライブ)の掲載数 P _{EEE} : IEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット				
42	シンククライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。				
	$ETMAX = TEC_{BASE} + TEC_{GR} + TEC_{WOL} + TEC_{DIS} + TEC_{EEE}$				
	ETMAX: 最大年間消費電力量(単位: kWh/年) TECBASE: 基本許容値60W TECGR: 独立型グラフィックス許容値36W TECWOL: ウェイクオンライン(WOL)許容値2W				
	TECDIS: 表3-5に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値(単位: kWh)				
	TECEEE: 表3-5に規定するIEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値(単位: kWh/ギガビット)				
43	「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの(携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。)をいう。				
44	「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、Sビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。				
	ア 内蔵モデム、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。				
	イ 周辺機器を接続するためのUSB インターフェイスを複数備えていること。				
45	一般行政事務用ノートパソコンの二次電池(バッテリー)に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する(シャットダウン)ための時間が確保されていることをいう。				
46	判断基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。				
47	「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷について、トレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。				
48	植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。				
	ア 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。				
	イ 使用済み製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。				
	ウ リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。				
49	調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。				
	ア 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。				
	イ 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。				
	ウ マニュアルやリカバリCD等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。				
50	「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を受けたコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの(コンピュータモニター及びサイネージディスプレイ)とする。コンピュータモニターは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることが想定したものである。また、サイネージディスプレイは、通常、卓上での使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることが想定したものであって、次の①から④の要件のうち、2つ以上を満たすものとする。				
	①対角線画面サイズが30インチを超えるもの				
	②最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ(400cd/m ²)を超えるもの				
	③画素密度が1平方メートル当たり5,000ピクセル(5,000ピクセル/in ²)以下であるもの				
	④搭載スタンドなしで出荷するもの				
51	判断基準②、判断基準③及び表下欄外注)52から56までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断基準③は適用しない。				
	①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。				
	②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要でない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。 ・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。 ・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。 ・センサー機能を維持する。 ・ネットワークの存在を維持することができる。				
	③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出すことができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。				

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
----	-----	---------	------	------	----

52	コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。 ETEC=8.76×(0.35×PON+0.65×PSLEEP) ETEC:年間消費電力量(単位:kWh) PON:オンモード消費電力(単位:W) PSLEEP:スリープモード消費電力(単位:W)				
53	コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。 ア 最大年間消費電力量 最大年間消費電力量(kWh)=(ETEC_MAX+EEP+EABC+EN+EOS+ET)×effAC_DC ETEC_MAX:表1により算定された最大消費電力量基準(単位:kWh) EEP:表2により算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値(単位:kWh) EABC:下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値(kWh) EN:完全なネットワーク接続性に適用される許容値EN=2.9(kWh) EOS:占有センサーに適用される許容値EOS=1.7(kWh) ET:下記ウにより算定されたタッチ機能に適用される許容値(単位:kWh) effAC_DC:ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは1.0、標準直流ディスプレイは0.85 イ 自動明るさ調節許容値 自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率RABCを算定し、RABCが20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値EABCを適用する。 オンモード電力低減率RABC及び自動明るさ調節許容値EABCの算定方法は、次式による。 RABC=100×((P300-P12)/P300) P300:300lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力(単位:W) P12:12lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力(単位:W) EABC(kWh)=0.05×ETEC_MAX ETEC_MAX:最大消費電力量基準(単位:kWh) ウ タッチ機能許容値 ET(kWh)=0.15×ETEC_MAX ETEC_MAX:最大消費電力量基準(単位:kWh)				
54	サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。 PON_MAX=(4.0×10 ⁻⁵ ×L×A)+119×tanh(0.0008×(A-200.0)+0.11)+6 PON_MAX:最大オンモード消費電力(単位:W) A:可視画面面積(単位:平方インチ) L:最大測定輝度(単位:cd/m ²)				
55	サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。 ア オンモード消費電力 オンモード消費電力(W)=PON_MAX+PABC PON_MAX:最大オンモード消費電力(単位:W) PABC:下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値(単位:W) イ 自動明るさ調節許容値 自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、表下欄外注)40イによりオンモード電力低減率RABCが20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値PABCを適用する。自動明るさ調節許容値PABCの算定方法は、次式による。 PABC(W)=0.05×PON_MAX PON_MAX:最大オンモード消費電力(単位:W)				
56	サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、表3による。 スリープモード消費電力基準=PSLEEP_MAX+PN+POS+PT PSLEEP_MAX:最大スリープモード消費電力(単位:W) PN:完全なネットワーク接続性に適用される許容値(単位:W) POS:占有センサーに適用される許容値(単位:W) PT:タッチ機能に適用される許容値(単位:W)				
【携帯電話等】					
57	「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。				
58	「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。				
59	「スマートフォン」とは、携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。				
60	「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。				
61	判断基準②については、表1の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。				
62	判断基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。 回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。 イ 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)が廃棄時に見やすく記載されていること。 ウ 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)の提供がなされていること。 マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。 エ 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。 オ 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。				

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
63			判断基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にもない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。		
64			「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。		
			【家電製品】		
65			次の①から④のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。 ①業務の用に供するために製造されたもの ②熱電素子を使用するもの ③吸収式のもの ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの また、上記①から③のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。		
66			次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。 ①ガスオープン有するもの ②業務の用に供するために製造されたもの ③定格入力電圧が200V専用のもの ④庫内高さが135mm未満のもの ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの		
			【エアコンディショナー等】		
67			次のいずれかに該当するものについては、判断基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。 ア 冷房能力が28kW(マルチタイプの場合は50.4kW)を超えるもの イ ウインド形・ウォール形及び冷房専用のもの ウ 水冷式のもの エ 圧縮用電動機を有しない構造のもの オ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの カ 機械器具の性能維持もしくは飲食物の衛生管理を目的とするもの キ 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの ク スポットエアコンディショナー ケ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの コ 高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム サ 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む)を有する構造のもの シ 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機を駆動する構造のもの ス 暖房又は給湯の機能を有するもの セ 熱回収式マルチエアコン		
68			「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。		
69			判断基準の対象とする「ストーブ」は、ガスまたは灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。 ア 開放式のもの イ ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの。 ウ 半密閉式ガスストーブ エ 最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ オ 最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ		
70			業務用ヒートポンプ式電気給湯器の年間加熱効率の算出方法は、JRA 4060:2018 に準ずるものとし、次式による。 年間加熱効率 = 年間加熱量 / 年間消費電力量 年間加熱量 各期(夏期、中間期、冬期、着霜期)の1日当たりの加熱量に対象日数を乗じた値の年間合計 年間消費電力量 各期(夏期、中間期、冬期、着霜期)の1日当たりの消費電力量に対象日数を乗じた値の年間合計		
			【温水器等】		
71			次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。 ア 貯蔵式湯沸器 イ 業務のように供するために製造されたもの ウ ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの エ 浴室内に設置する構造のガス風呂釜であって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの オ 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガス風呂釜		
72			次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。 ア ポット式バーナー付き風呂釜 イ 業務の用に供するために製造されたもの ウ 薪材を燃焼させる構造を有するもの エ ケージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー		
73			次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。 ア 業務の用に供するために製造されたもの イ ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの ウ ガスグリル エ ガスクッキングテーブル オ ガス炊飯器 カ カセットこんろ		

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
----	-----	---------	------	------	----

【制服・作業服】【インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品】

74 「回収及び再使用又は再利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用又は再利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

75 「回収及び再使用されるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用のシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ 回収された製品を再使用すること。

エ 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

【設備】

76 「節水コマ」とは、次のものをいう。

ア 給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

イ 判断基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径13mmの水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。

77 「定流量弁」とは、手洗い、洗顔または食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。

ア ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

イ 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁1個は、水栓1個に対応すること。

ウ 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。